

開発事業に伴う埋蔵文化財の届出等の手続きの流れ

建物建設・土木工事の計画

計画地が遺跡の範囲に該当するか確認(窓口・電話・FAX)

①遺跡の範囲に該当する
②遺跡が所在する可能性がある(隣接地)

③遺跡の範囲に該当しない

法93条による届出※
(開発主体者→市)

試掘依頼の届出
(開発主体者→市)

※工事着工の60日前までに市役所経由で県教育委員会に届出

期間・方法などについて協議後、
試掘調査の実施※公費負担

①遺構・遺物が確認される

②遺構・遺物確認されず

①遺跡の保存ができる
i 工事計画を変更する。
ii 盛土等、遺跡に影響を与えない工法が可能。

②遺跡の保存ができない

法93条または96条の届出に試掘結果等の意見書を添えて提出
(市→県)

取り扱いを決定して回答(県→市)

取り扱いの通知(市→開発主体者)

法96条の届出(開発主体者→市)
※新たに埋蔵文化財が出土した場合

①発掘調査

②工事立会い

③慎重工事

発掘調査の実施※個人住宅の場合は公費負担

工事

整理作業・報告書作成

報告書刊行・配布

※法＝文化財保護法